

# 公立大学法人下関市立大学退職手当審査会要綱

平成 22 年 9 月 22 日施行

改正 平成 24 年 1 月 11 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人下関市立大学職員退職手当規程（平成 19 年規程第 36 号。以下「退職手当規程」という。）第 25 条の規定に基づき設置される公立大学法人下関市立大学退職手当審査会（以下「審査会」という。）の組織、委員その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 審査会は、理事長の諮問に応じ、次に掲げる処分について調査審議する。

- (1) 退職手当規程第 21 条第 1 項第 3 号又は第 2 項の規定による処分
- (2) 退職手当規程第 22 条第 1 項の規定による処分
- (3) 退職手当規程第 23 条第 1 項の規定による処分
- (4) 退職手当規程第 24 条第 1 項から第 4 項までの規定による処分

(構成)

第 3 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者及び人事行政に関し識見を有する者のうちから、理事長が委嘱又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が任期途中で退任した場合は、速やかに補充する。
- 3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は理事長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。この場合において、議長は、委員として議決に加わる権利を有する。

5 前項の場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(会議の非公開)

第8条 会議は、非公開とする。ただし、審査会の議決により公開とすることができる。

(守秘義務)

第9条 委員(第7条の規定により会議に出席した委員以外の者を含む。)は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(議事録)

第10条 審査会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、総務グループ庶務班において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成22年9月22日から施行する。

附 則(平成24年1月11日改正)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。